

東根市外二市一町共立衛生組合（クリーンピア共立）制定のごみ収集所設置要領によるごみ収集所新設等の手続きについて

1 設置申請

ごみ収集所の新設・変更・廃止については、原則として市環境衛生委員又は地区の代表者により、利用開始希望日の14日前までに生活環境課に申請書を提出してください。

市では、提出された申請書の内容の確認を行い、利用開始希望日の7日前までに、クリーンピア共立に当該申請書を進達します。

2 設置基準（戸数による基準）

ごみ集積所の設置は地区単位とし、利用世帯数20～30戸につき1箇所を基準とします。これは、適切な収集所の箇所数を担保するための基準となります。

アパート等の集合住宅においては、地区のごみ収集所の利用を基本としますが、共用が困難な場合は、おおむね10戸以上の世帯の場合に当該集合住宅敷地内に設置できるものとします。

3 設置条件（道路条件等）

ごみ収集所は、ごみ収集車が通行可能な道路に接する場所で、道路交通法の規定に従い、安全かつ効率的にごみの収集作業ができる次に掲げる場所に設置するものとします。

- (1) ごみ収集車の通行が円滑に行えること。特に冬季間の通行を考慮し、道路幅員が4m以上確保されていること。
- (2) 駐停車禁止場所に駐停車することなく、作業ができる場所であること。また、交通の妨げにならないこと。
- (3) 周辺に障害物がなく、安全かつ容易に転回及び出入りができること。
- (4) ごみ収集所に隣接することとなる土地及び家屋の所有者、その他の関係者と事前に協議し、設置について了解を得た場所であること。
- (5) 鳥獣被害の防止対策ができる環境であること。

※ 主要な項目を掲げております。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

4 ごみ収集所の管理運営

ごみ収集所の管理運営はその地区、集合住宅においてはその所有者及び管理者の責任で行い、収集所及びその周辺を清潔に維持しなければなりません。

5 承認通知

提出された申請書の内容が、これらの条件に該当した場合は、クリーンピア共立は設置を承認し、承認通知書を市を經由して申請者へ送付し、利用開始日を通知します。